

公益社団法人福島県シルバー人材センター連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 連合会は、主たる事務所を福島県福島市に置き、従たる事務所を次に掲げる場所に置く。

- (1) 福島県福島市
- (2) 福島県郡山市
- (3) 福島県いわき市
- (4) 福島県会津若松市
- (5) 福島県須賀川市
- (6) 福島県喜多方市
- (7) 福島県相馬市
- (8) 福島県白河市
- (9) 福島県二本松市
- (10) 福島県南相馬市
- (11) 福島県田村市
- (12) 福島県伊達市
- (13) 福島県田村郡三春町
- (14) 福島県河沼郡会津坂下町
- (15) 福島県双葉郡浪江町
- (16) 福島県伊達郡桑折町
- (17) 福島県大沼郡会津美里町
- (18) 福島県耶麻郡猪苗代町
- (19) 福島県西白河郡矢吹町
- (20) 福島県東白川郡棚倉町
- (21) 福島県伊達郡川俣町
- (22) 福島県伊達郡国見町
- (23) 福島県南会津郡南会津町
- (24) 福島県双葉郡富岡町
- (25) 福島県石川郡玉川村
- (26) 福島県本宮市
- (27) 福島県田村郡小野町
- (28) 福島県耶麻郡西会津町
- (29) 福島県岩瀬郡鏡石町
- (30) 福島県石川郡古殿町
- (31) 福島県河沼郡柳津町
- (32) 福島県東白川郡塙町
- (33) 福島県西白河郡中島村

- (34) 福島県岩瀬郡天栄村
- (35) 福島県東白川郡矢祭町
- (36) 福島県西白河郡泉崎村
- (37) 福島県西石川郡石川町
- (38) 福島県東白川郡鮫川村
- (39) 福島県安達郡大玉村
- (40) 福島県耶麻郡磐梯町
- (41) 福島県石川郡平田村
- (42) 福島県石川郡浅川町
- (43) 福島県耶麻郡北塩原村
- (44) 福島県南会津郡只見町

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 連合会は、県内において不特定かつ多数の定年退職者等の高年齢者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。

次条及び第5条において同じ。）に係るものの機会の確保に関する事業を行い、及び組織的に提供すること等により、その就業を援助するとともに、この活動の健全な発展を促進することで、これらの者の生きがいの充実と、高年齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

なお、福島県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。

- (3) シルバー人材センター等の業務に関し、普及啓発活動を行うこと。
- (4) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (5) シルバー人材センター等の事業に従事する者に対する研修等を行うこと。
- (6) 雇用による就業を希望する高年齢者のために技能講習等を行い、雇用による就業の機会を確保するための必要な事業を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地

域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(8) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 連合会の会員は次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の指定を受けた法人及びシルバー人材センター連合会の目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者をその会員にする法人又は法人格なき社団であって理事会の承認を得たもの。

ア 原則として60歳以上の健康な者。

イ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって生きがいの充実や社会参加を希望する者。

(2) 特別会員

連合会に功労のあった者又は学識経験者で連合会の事業運営に必要と認めて、会長が推薦し、理事会の承認を得たもの。

(3) 賛助会員

連合会の目的に賛同し、事業に協力する個人、企業団体等で理事会の承認を得たもの。

(会員の資格の取得)

第6条 連合会の正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 連合会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、毎年、総会において定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、総正会員及び総特別会員の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 連合会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 連合会は、前項により除名する会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次の各号いずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (2) 総正会員及び総特別会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、連合会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

- 2 会員の資格を喪失した会員がすでに納入した会費は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにその附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度事業終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日から2週間前までに、正会員及び特別会員に対し、必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員及び特別会員の中から選出するものとし、選出まで又は選出されない場合は、これを会長が務めるものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員及び総特別会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員及び特別会員として決議に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び総特別会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 不可欠特定財産の処分

(6) その他 法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数が多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

4 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面を持って議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、その代理権を証明する書面を連合会に提出するものとする。当該書面をもって第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員 の 設置)

第20条 連合会に次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上14名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

- 3 会長以外の理事のうち、3名を副会長とし、当該3名のうち1名を筆頭副会長とする。
- 4 会長及び筆頭副会長を一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 5 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 理事及び監事候補者は、理事会において別に定めるところにより選出する。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして該当理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員の欠格事由)

第21条の2 次のいずれかに該当する者は、この法人の理事又は監事となることができない。

- (1) 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に掲げられた者
 - (2) 一般社団・財団法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第6条第1号に該当する者
 - (4) 公益認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- 2 前項各号のいずれかに該当するに至った者は、当然に、該当時点でこの法人の役員の資格及び地位を喪失する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び筆頭副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、連合会を代表し、その業務を執行する。
- 3 筆頭副会長以外の副会長は、会長及び筆頭副会長を補佐し、業務を掌理する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、連合会の業務を分担執行する。
- 5 専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を定例理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連合会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会において、総正会員数及び総特別会員の半数以上であって総正会員及び総特別会員の議決権の3分の2以上の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により総会の決議を経て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 連合会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は、定例理事会として毎年度2回以上開催するほか、必要がある場合には臨時理事会を開催する。

(権限)

第28条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則、規程の制定、変更及び廃止

(3) 連合会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(7) その他の重要な業務執行の決定

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は理事として決議に加わる権利を有しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項等のほか、法令の定めるところの事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事、監事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 出席した会長、筆頭副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問等

(顧問等)

第33条 連合会に、顧問、相談役及び参与をそれぞれ1名置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は無報酬とする。
- 3 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 顧問、相談役及び参与は、必要な事項について会長の諮問に応ずる。

第8章 部会

(部会の設置)

第34条 理事会に部会を置くことができる。

- 2 部会は5名以上7名以内の理事をもって構成する。
- 3 部会は、第28条に規定する理事会の職務のうち、会長が指定する事項を協議し、理事会に報告する。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第35条 連合会に任意の機関として次の委員会を置く。

- (1) 安全・適正就業対策推進委員会

(委員の選任)

第36条 委員会の委員の選任は次のとおりとする。

委員は、10名以上12名以内とし、委員は、シルバー人材センター理事長、事務局長、連合会事務局の安全・適正就業業務担当者等の中から理事会において選任し、会長が委嘱する。

第37条 委員の任期は、第24条を準用する。

(権限)

第38条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 安全・適正就業対策基本計画及び安全・適正就業対策年次計画を策定し、シルバー人材センターに対し、その施行についての周知及び啓発。
- (2) 安全・適正就業のための情報の収集及び調査・研究
- (3) 事故状況の把握とその原因等の分析及び統計
- (4) 安全・適正就業対策の徹底と研修及び大会等の開催
- (5) その他安全・適正就業に関する事項

(報酬)

第39条 委員は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用について、役員等費用弁償規定を準用し弁償することができる。

(委任)

第40条 委員会の運営についての必要な事項は、この章に定めるもののほか、理事会が別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第42条 連合会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更するときも、同様とする。

- 2 前項の書類は、主たる事業所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供

するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第45条 連合会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得なければならない。

第11章 定款の変更及び解除

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、総正会員及び総特別会員の半数以上が出席し、総正会員及び総特別会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 連合会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 連合会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承認する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 連合会が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第50条 連合会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長及び所要の職員の給与等については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 連合会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 雑則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(附則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 連合会の最初の代表理事は、会長 二階堂匡一朗、筆頭副会長 伊藤博人とする。
- 4 連合会の最初の業務執行理事は、専務理事 五十嵐 一男とする。
- 5 この定款の改正は、福島県知事に受理された日(平成24年10月22日)から施行する。
- 6 この定款の改正は、登記を行い福島県知事に受理された日(平成25年8月20日)から施行する。
- 7 この定款の一部変更は、平成29年6月20日から施行する。
- 8 この定款の一部変更は、令和元年6月14日から施行する。